

要求項目		要求自治体	回答
1 ・ 防災対策	(1)多発している土砂災害や豪雨災害などの経験を踏まえ、災害が発生しやすい箇所を特定し、盛土・斜面の崩壊や堤防決壊を防ぐ工事などを強化する。	有田市	災害が発生しやすい箇所につきましては、わかやま土砂災害マップ等で土砂災害危険区域等が指定されておりますので、それらを踏まえパトロール等を実施し、地元要望を受け、県に報告・協議し、急傾斜地崩壊対策事業等による対応を要望していきます。豪雨による浸水対策については、排水路の整備・ポンプ場の改築等、事業計画を立てながら、随時実施していきたいと考えています。堤防の強化については、宮原地区一系我地区の堤防強化委員会とともに、県に要望書を提出し、早期着工・完了を要望していきます。
		御坊市	土砂災害や豪雨などの災害被害を最小限にするために、ハード面での対策として土砂災害の発生しやすい箇所について県に対し対策事業の要望活動を行っており、過去から砂防施設を設置するなどの対策を進めていただいているところであります。また、ソフト面の対策として県下全域で行われている土砂災害基礎調査の成果に基づき、調査の終了した地区については住民の方に参加いただき土砂災害に関する説明会を行っているところであります。今後、土砂災害・洪水ハザードマップを作成し、住民の避難に役立てていただきたいと思いますと考えております。
		湯浅町	日頃のパトロール、地元からの要望、過去の災害の発生状況及び各種ハザードマップ等を踏まえ、危険箇所の把握を行っていきます。また、対策が必要と考えられる箇所については関係機関と調整のうえ進めたいと考えています。
		広川町	和歌山県は、県内の市町村で土砂災害警戒区域の指定を行っており、平成30年度で広川町全域の調査を終えることとなっています。町においては、平成31年4月頃に予定されている区長総会において、説明し周知する予定であります。また、ため池につきましては、昨年の西日本豪雨によりため池の決壊が相次いだことから、農林水産省より防災重点ため池を再選定するよう指示を受けております。広川町においても本年3月末を目途に現在12箇所ある防災重点ため池を見直す作業を現在進めているところであり、来年度以降に新たな防災重点ため池を町民の方々に周知・啓発していく予定です。防災重点ため池の再選定を踏まえ、ため池の利用管理主体と共に、ため池の安全確保に努めてまいります。
		由良町	災害が発生しやすい箇所等の把握に努め、対策を講じていく。
		日高町	土砂災害対策といたしましては、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果をもとに、特に甚大な被害が想定される区域につきましては、県営砂防事業を活用し砂防対策を進めております。また、豪雨などによる水害対策につきましても、河川の堤防改修やため池の改修を実施しております。これらの防災対策につきましては、危険箇所等を精査しながら、今後も積極的に事業要望して取り組んでまいりたいと考えています。

1・防災対策	(2)自治体が設置する防災・復興会議や災害時の避難所の運営に関する会議などをはじめとする、あらゆる意思決定の場へ女性の参加を拡大する。	有田市	各種団体の代表の宛職である防災会議に、女性の委員はなく、自主防災組織への女性役員の参画についても、ごく少数であるのが現状であります。東日本大地震や熊本地震でも、女性リーダーがいる避難所は、女性専用スペースや更衣室、授乳室の設置など、配慮のある環境が素早く整えられたり、日常から男女共同参画の取り組みに力を入れている地域では、避難所で女性たちのニーズが生かされやすかったという事例が報告されています。男女共同参画の推進の観点からも、防災会議の委員への女性の参画、登用について取り組んでいくとともに、自主防災組織や市の避難所運営担当者向けの研修会等において、避難所生活における女性への配慮についても周知していきたいと考えています。
		御坊市	防災会議においては、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき条例を定めており、特段、性別による参加制限もないうえ奥様防災博士を学識経験者として参加していただいております。また、災害時の避難所運営訓練・地域別の津波避難マニュアル作成など多くの女性に参加・参画していただいております。災害時の避難所において女性への配慮として生活用品等の備蓄品配布は、女性が行うような体制を整えております。
		湯浅町	防災関係の意思決定の場である「湯浅町防災会議」委員は、湯浅町関係者、和歌山県、警察、消防、医師会、関西電力、自主防災組織、湯浅婦人会等で構成されており、女性の意見を取り入れるために湯浅婦人会にご参加いただいております。
		広川町	広川町では、平成26年度より男女共同参画基本計画に基づき、全ての人がお互いの人権を尊重し合い、男女がともに責任を分かち合い。協力して住みよい家庭・地域・職場をつくりながら、まちづくりに参画する社会をめざしています。特に、度重なる津波の襲来からの復興を成し遂げてきた本町においては、防災・災害復興における男女共同参画の推進は最重要課題であると考えています。
		由良町	あらゆる意思決定の場へ女性の参加を拡大することについては、検討していく。
		日高町	防災に関する事案の意思決定の場に女性が参加できるように体制を構築していきます。
2・まちづくり	(1)交通のシビルミニマム(生活基盤最低保障基準)維持の観点から、高齢者の通院や買い物、	有田市	有田市では、利用者の減少による民間路線の撤退以降、高齢者をはじめとする市民の生活交通手段確保のため、国庫補助事業を活用した「有田市デマンドバス」を運行させています。近年、運賃収入や国庫補助額の減少により、厳しい状況が続いていますが、公共交通の維持・確保は市民生活に欠かせないものと認識しており、より効率的かつ利便性の高い運行方法を検討しながら、交通路線の維持・確保に努めてまいります。

<p>高齢者の通院や買い物など、住民生活と一体となった交通路線を維持・確保する。</p>	御坊市	公共交通維持のため、生活交通路線バスに対する支援を実施しております。また、市では、外出支援サービスとして、視覚、下肢、体幹又は内部障害で身体障害者手帳1～2級、療育手帳A1、A2又は要介護3以上の方に対し、タクシー利用時の初乗り運賃を補助する制度を設けておりますが、高齢者を含む移動制約者に対する日常生活の利便性を高めるため、対象者の拡大や支援内容を検討してまいりたいと考えております。
	湯浅町	現在の路線バスの経路、本数の維持を働きかけます。
	広川町	現在広川町内を運行しているバス路線維持のため、運行会社に町補助金を交付。また、同路線維持に欠かせない国・県補助金が運行会社に継続的に交付されるよう関係機関に要望。また、高齢者の買い物支援のため、移動販売を(株)松源に委託し、町内を週2回、16箇所を巡回して食料品等の販売を行っています。
	由良町	高齢者等にタクシーの基本料金を助成している。また交通路線の確保として路線バスの運行に対して補助を行っている。

<p>(1)交通のシビルミニマム(生活基盤最低保障基準)維持の観点から、高齢者の通院や買い物など、住民生活と一体となった交通路線を維持・確保する。</p>	日高町	<p>現在の社会において、少子高齢化に伴い移動制約者の増加は大きな問題となっていることは、充分認識しております。近代の産業発展の中で、マイカーの普及や道路網の整備などによりまして、かつては町内のほぼ全域を網羅していたバス路線、今よりも充実したダイヤで運行されていた鉄道なども年々利用者が減少し、経営の合理化等によりバス路線の減少や鉄道ダイヤの減少という現状に至っています。そういった要因から、かつて集落内にあった小売店や移動販売業者が、経営面から撤退を余儀なくされ、移動手段を持たない方々にとっては、食料品や日用品を購入したくても近くに商店がなく、いつでも自由に買い物をする事ができない、ちょっと出かけるのにも不自由だという、切実な問題となっています。こうした中で、高齢者の方々が住み慣れた日高町で、元気に安心して住み続けられるよう、75歳以上の方を対象に、町独自に「高齢者外出支援事業」として、バス・タクシーの利用券12,000円分を配布しており、大変好評をいただいております。さらに平成28年度からは、この利用券の配布に加えて、1万円での利用券販売(1人最大2冊まで)も開始しており、より一層バス・タクシー利用の利便性を図っているところです。また、現在御坊南海バス株式会社が運行している路線バス阿尾線に関しましては、運営が非常に厳しい事から平成29年度から日高町地域公共交通確保維持事業として路線維持のための補助を行っております。かつて、デマンド交通システムの導入につきましても検討した経緯がありますが、利用者の確保が難しく、財政的な負担が大きいことと、既存バス路線の維持や地元タクシーの存続等も考えた中で、現在の取り組みにいたっているところです。一方、株式会社松源による2トントラックを活用した「生鮮移動スーパー」とJA紀州がフランチャイズ契約により軽トラックを活用した移動スーパー「とくし丸」が、平成27年度から運行されており、移動制約者、とりわけ買い物弱者と言われる生活者への利便性向上に寄与しているものと考えています。当町としましても、既存の公共交通機関は、地域にとって重要な移動手段であると認識しており、引き続き、事業者等に対しましては、路線の維持確保をはじめとした利便性の向上等を要望するとともに、公共交通機関の支援と地域交通の存続にも努めて参りたいと考えています。</p> <p>※マツゲン生鮮移動スーパー……平成27年8月5日～ルートを決め移動販売。 ※JAとくし丸……平成27年9月14日～各家庭を訪問し販売。 ※鉄道関係……県下24市町村で構成する「紀勢本線活性化促進協議会」が設置されている。 バス路線……県及び県下全市町村並びに交通事業者等で構成する「和歌山県生活交通対策地域協議会」が設置されている。</p> <p>※これらの協議会では、地域における公共交通機関は、重要な移動手段であるとの認識のもと、地域の活性化という観点から、それぞれの交通体制の活性化や利便性の向上等について協議をおこない、さらに、路線の維持確保をはじめとした交通事業者への要望活動等も行っている。</p>
---	-----	---

2・まちづくりの推進

<p>(2) まち・ひと・しごと創生における推進組織等地域産業活性化策を検討する場において、これまでの取り組んだ振興と雇用・労働条件の維持向上等地域活性化策について、チェックや修正を確実に実施する。</p>	有田市	<p>有田市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、平成27年度に策定し、それに基づき、各事業で進捗を図っているところです。また、毎年、産・官・学・金・労・言各界の有識者で構成される有田市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会において、各事業の進捗状況の報告をし、各分野の委員の皆様からご指導等を賜っております。連合様からのご指摘にある、「チェックや修正を確実に実施」におきましては、非常に重要な要素であり、今後その点を踏まえながら、事業の進捗に励んでまいります。</p>
	御坊市	<p>市では、平成28年2月にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、4つの基本目標ごとに基本戦略を定め、具体的な施策を実施しております。本戦略では、年に1回、産官学金労言の外部有識者で構成される「御坊市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証会議」を開催し、産業振興分野においても事業の成果について重要業績評価指数(KPI)等をもとに評価・検討を行い、総合戦略の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて施策や事業内容について見直しを行っております。</p>
<p>(2) まち・ひと・しごと創生における推進組織等地域産業活性化策を検討する場において、これまでの取り組んだ振興と雇用・労働条件の維持向上等地域活性化策について、チェックや修正を確実に実施する。</p>	湯浅町	<p>平成27年度に「湯浅町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、観光振興、雇用の創出など地域活性化に向け、地方創生を推進するための交付金などを活用して取り組んでまいりました。これらの取り組みについては、「湯浅町まち・ひと・しごと創生推進会議」において検証を行っており、必要に応じて内容の見直しを進めてまいります。</p>
	広川町	<p>本町地方創生に係るアクションプラン掲載事業について、その進行状況及び実績、今後の施策展開について「地方創生総合戦略策定委員会」に報告、検証を願っている。また、当該年度の地方創生交付金事業実績等も同委員会に報告すると同時に町議会にも報告しています。これらによりチェックや修正を確実に実施するように務めている。</p>
	由良町	<p>由良町まち・ひと・しごと創生推進協議会の場において、地域活性化策等についての協議を行っている。</p>
	日高町	<p>「第五次日高町長期総合計画」を基本に本町の特性を活かした、まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた、日高町まち・ひと・しごと総合戦略において、日高町地方創生有識者会議などの評価により総合戦略の見直し修正を行い、現実に沿った改善を実施していきます。</p>
<p>(3) 観光産業の活性化をはかるため、広域自治体間観光案内の連携や交通機関等での多言語表記を進めるとも</p>	有田市	<p>現在、県、有田の一市三町、有田観光物産センター株式会社が連携し、ありだ広域観光実行委員会を組織し、有田地域における広域観光の推進に取り組んでいるところです。また、インバウンドの増加に伴う、多言語対応につきましては、関係機関と連携しながら有効な取り組みを検討してまいりたいと考えます。また、県が実施しています「多言語電話通訳・簡易翻訳サービス」など事業者が利用できるサービスの情報提供に努めます。</p>

2 ・ ま ち づ く り の 推 進	に、簡単な受け答えができる外国語講習会の開催助成などにより多言語人材の育成を推進する。	御坊市	近年、関西地域でのインバウンドによる経済効果は非常に大きいものがあり、'県内でも高野・熊野地域において一定の経済効果をもたらしております。一方、御坊日高地域においては未だ入込客数は発展途上であるものの、本市においても現下の情勢を好機と捉えて外国人に向けた商品開発(先行体験ツアー)を行っているところであります。貴会申し入れのとおり、当地域における観光産業の活性化に際しては多言語対応が重要となってくることから、日高広域観光振興協議会を初めとした関係団体とも今後連携を図りながら環境整備に努めていきたいと考えております。
	(3)観光産業の活性化をはかるため、広域自治体間観光案内の連携や交通機関等での多言語表記を進めるとともに、簡単な受け答えができる外国語講習会の開催助成などにより多言語人材の育成を推進する。	湯浅町	県有田振興局と有田1市3町と連携し観光PRを実施するなど、有田地域における広域観光の推進に取り組んでおります。また、湯浅町内の観光施設や史跡等の案内板や誘導看板の多言語化を進めているところであります。町内の一部商店には、外国人観光客の方と簡単なやり取りができるよう英語・中国語で表記された「おもてなしカード」を配布しました。今後も外国人観光客も含めた観光客の受け入れ体制整備に向けて検討を進めてまいります。
		広川町	広域観光については、有田1市3町で「ありだ広域観光実行委員会」を設置し、湯浅御坊道路 吉備湯浅サービスエリアにおけるPRイベントやウォーキングイベントの開催をはじめInstagramによる各市町の観光情報の発信等を行い、広域連携で有田地方の観光振興に努めています。また、多言語表記については、産業建設課所管においては現代取り組んでいません。今後の検討課題とします。多言語人材の育成を目指すため、平成28年度から短期講座として稲むらの火英会話講座を年10回開催しています。
		由良町	御坊・日高管内の市町で構成する日高広域観光振興協議会で連携を図っている。外国人観光客の受け入れ環境整備に補助を行っている。
		日高町	現在、日高振興局を中心とした「日高エリア」において、広域的な地域の情報発信を行っていますが、更なる活性化のため近隣3町でも連携を図り観光産業の振興に努めてまいりたいと考えているところです。観光案内板などへの多言語表記などにつきましても、県を中心に取り組んでいければと考えています。
3 ・ 安 心 ・	(1)消費者による過剰な要求や、消費行動に配慮する	有田市	有田市では現在、消費生活センターと連携し、「詐欺に遭わないための啓発講座」を実施するなど、消費者啓発を実施しています。ご提言いただきました「倫理的消費行動」についての啓発は、今後、国や県の動向に注視してまいります。

<p>して暮らせる地域づくり</p>	<p>実行動に伴つ暴言・力などの行為が公共の利益ならびに消費者自らの利益を損ねないよう、住民に「倫理的消費行動」を啓発する。</p>	<p>御坊市</p>	<p>平成29年7月、御坊市役所1階に消費者から消費生活全般に関する苦情や問い合わせを専門的に受け付け、公正な立場で処理する相談窓口(日高地域消費生活相談窓口)を設置し、御坊日高圏域の1市6町により運営しているところであります。昨今、一部消費者による過剰要求や暴言・暴力などがメディア報道され、社会問題化しつつある状況についても承知しているところであります。このことから本市においては、自らの消費行動に責任を持ち、よりよい消費者市民社会となるよう成長期にある小・中学生を対象としてリーフレットの配付により啓発活動を行っているところであります。また市民に対しても、消費者行政における一つの課題と捉えて啓発講座等を通して啓発に取り組んでいるところであります。</p>
<p>3・安心して暮らせる地域づくり</p>	<p>(1)消費者による過剰な要求や、消費行動に伴う暴言・力などの行為が公共の利益ならびに消費者自らの利益を損ねないよう、住民に「倫理的消費行動」を啓発する。</p>	<p>湯浅町</p>	<p>広報やホームページ等の活用により情報提供を行うほか、今後そうした事例が起これば、県などとも連携しながら対応していくように努めていきます。</p>
		<p>広川町</p>	<p>消費者庁が開催した「倫理的消費」調査研究会での取りまとめ～あなたの消費が世界の未来を変える～を踏まえ、町として様々な関係機関と連携を図りながら、普及・啓発の取組を実施していきます。</p>
		<p>由良町</p>	<p>町として公共の利益や消費者の利益を損なわないように対応していく。</p>
		<p>日高町</p>	<p>平成29年7月より、日高地方で消費者相談窓口を一本化し住民からの相談に適切に対応できるように、1市6町で日高地域消費生活相談窓口を御坊市役所に設置し、さらに専門の相談員が各町を巡回し、トラブルを未然に防止する体制を整えております。近年、メディアにより一部消費者による暴言や暴力などの行為を目にすることが多くなっております。その中でもネットや報道の影響力は非常に大きく、最近ではその行為の現場を動画で撮影し、ネットに掲載されているものを目にすることがあり今後もメディアによる影響を期待したいです。</p>
	<p>(2)生活困窮者に対する生活保護などの制度利用に関する説明や、広く市民に向けた生活保護などの社会福祉に理解を求める情報発信や広報を定期的におこなう。</p>	<p>有田市</p>	<p>生活困窮者や生活に困りごとを抱えた方の自立支援を目的として、市に相談窓口を設けておりますので、相談支援員が対象となる方の自立にむけて包括的・継続的な支援を行っております。しかし、資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する方に対しては、健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護制度の趣旨・手続きなどについて説明を行っております。生活保護制度の趣旨などについては、本市HPにおいて周知を図っているところであり、適切に生活保護制度を利用されている方が人権を侵害されることのないよう努めてまいります。</p>
<p>御坊市</p>	<p>地区民生委員、隣保館、社会福祉協議会等福祉関係機関から、生活に困窮している方々の情報提供及び福祉事務所への相談勧奨を実施しております。また、NPO法人和歌山が運営している「御坊子ども食堂」からは、特に生活に困窮していると思われる子どもたちの情報提供をお願いしております。市民に対する広報として、生活福祉について市ホームページに掲載し広く周知しております。</p>		

3・安心して暮らせる地域づくり

<p>(2)生活困窮者に対する生活保護などの制度利用に関する説明や、広く市民に向けた生活保護などの社会福祉に理解を求める情報発信や広報を定期的におこなう。</p>	湯浅町	生活困窮に関する相談対応は健康福祉課で行っており、生活保護制度をはじめ、公的な債務に関する減免措置等、各種支援制度の説明を、プライバシーに十分配慮しながらケースに応じた対応を実施しています。またケースに応じて公営住宅担当課をはじめとした関係課と十分連携することで対応策を検討しています。町広報やホームページ、暮らしのガイドブックにおいて、給付や債務減免制度に関する情報の周知に取り組んでおりますが、周知方法については、今後も工夫し充実させていきたいと思っております。
	広川町	現状では、生活保護や生活困窮者制度の利用について、本人や民生児童委員の申し出により行っている。今後も制度等について、広報紙などの媒体を活用し情報発信を行っていく。
	由良町	各制度の周知については、広報やパンフレット等で実施している。また、各地区の民生児童委員が相談や、町とつなぎの役割を果たしている。
	日高町	保険税や町税の納付困難者に対しては、健康推進課・税務課と連携し、希望者に生活保護制度を紹介しており、民生委員からも該当するような方がいる場合には、役場に相談するよう、ご指導していただいております。広報活動としては、日高町ホームページにおいて、「生活保護」について説明を行っておりますとともに、困り事や心配事の相談先として、広報誌で毎月「人権相談－行政相談・心配事相談所」の合同相談所の紹介を行っております。また、日高町文化会館においては、月1回、御坊保健所から自立支援相談員を招いて相談所を開設しており、引き続き住民への周知に努めてまいります。
<p>(3)仕事と育児・介護が両立できる就業環境の整備に向けて、育児・介護に関する両立支援制度の情報提供と相談対応を強化する。</p>	有田市	子育てを支援する制度や施設などの周知を図るために、市HPでは子育てに関する情報を集約した『有田市子育てNAV』を開設するとともに、就学前の子育て世帯を訪問し、子育て情報誌の配付を行うなど、積極的な情報発信を行っております。相談体制については、妊娠期から子育てまであらゆる相談に対応するため、子育て世代包括支援センターを設置するとともに、平成30年4月からは、新たに子育て世代活動支援センターWaku Wakuを開設し、土日も含めた相談体制を整えております。また、本市では、現在、3年に1度の介護保険料改定及び介護保険第1号被保険者となる65歳の到達時の通知の際に、介護保険制度についてのパンフレットを同封し、情報提供、周知に努めております。また、介護保険制度や高齢者等についての相談は、内容に応じて、担当職員が適切に対応しており、ここ数年は、地域包括支援センターの体制強化にも取り組んでいるところでございます。今後とも、介護保険制度への理解を深めるため、より一層の制度の周知、相談体制の強化に努めてまいります。

3. 安心して暮らせる地域づくり

<p>(3)仕事と育児・介護が両立できる就業環境の整備に向けて、育児・介護に関する両立支援制度の情報提供と相談対応を強化する。</p>	<p>御坊市</p>	<p>本市におきましては、和歌山県が取り組んでいる、結婚や出産等で離職した女性や定年退職した方などを対象に、再就職等に関する情報提供や合同企業説明会等を開催し対象者が就職を目指す「就活サイクルプロジェクト」を市ホームページや広報等を活用して周知活動を行っております。また、育児につきましては、安心して結婚・生活・子育てできる環境の形成に向けて結婚から出産までの切れ目のない支援を行うとともに子育て環境を充実させるため、子育て世代包括支援センター「にっこりあ」や御坊市ファミリー・サポート・センター「そらまめサポート」の開設、学童保育や病児・病後児保育など多様化する保育ニーズに対して相談業務及び緊急時の預かり保育サービスの強化に努めております。介護につきましては、就労している家族介護者は、介護の体力的負担だけでなく、仕事の体力的・精神的負担が重くのしかかり、雇用主の理解と職場の協力がなければ「介護離職」に至る場合も想定されることから、家族の介護が必要でも仕事と両立できる「介護離職ゼロ」に向けて、商工振興課と連携しながら地域ケア会議等で課題を抽出し、「働きながら介護」ができる対応策を検討するとともに、現在行っている「本人と家族介護者の集いの場（ごぼうホットサロン）」の日常生活圏域単位での開催、及び、「40代～50代で介護をしている家族介護者の集いの場」等の開催など。家族介護者支援の強化に向けた取組みの充実に努めたいと考えております。</p>
	<p>湯浅町</p>	<p>仕事と育児との両立については、地域子育て支援センター、子育て家庭教育支援センターにおいて、子育てについての相談、情報提供、援助を行うことにより、子育て支援の充実に図り、仕事との両立ができるよう取組みを進めております。仕事と介護との両立については、平成29年10月には育児・介護休業法が改正されましたが、介護休業の期間は「自分が介護を行う期間」だけでなく、「仕事と介護を両立させるための体制を整える期間」としても位置づけられています。家族の介護をしながら仕事を継続できる体制を整えるため、相談等に関しては地域包括支援センターにて随時対応しております。また、認知症施策についての取組も進めており、町内のサポート医1名と、地域包括支援センターの職員による認知症初期集中支援チームを平成30年度より発足いたしました。介護保険事業計画においても、必要とされるサービス見込み量の確保を計画に反映させており、介護離職の防止について取組を進めております。</p>
	<p>広川町</p>	<p>保育園や放課後児童クラブについて、より一層の充実に図っていく。介護保険制度、サービス等の周知を図るとともに、各介護事業所や地域包括支援センターで相談対応しています。</p>
	<p>由良町</p>	<p>各制度の周知については、広報やパンフレット等で実施している。各種相談対応については、窓口を一元化しており充実していると考えます。</p>
	<p>日高町</p>	<p>住民が仕事と育児・介護を両立するためには、必要な制度の情報を広く周知していくことが重要であります。町としましては、妊産婦や介護をされているご家族等に両立支援制度の周知に努めるとともに、子育てや介護サービスの利用などにつきまして、引き続き相談に応じてまいります。</p>

3・安心して暮らせる地域づくり	(4)障がい者の自立支援と社会参加を促進するため、障がい者優先調達推進法(いわゆるハート購入)にもとづき、障害者就労施設などから積極的に仕事の発注や物品購入を行う。	有田市	本市では、障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進することなどを目的に、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針を定め、障害者就労施設等からの物品の購入や役務の提供に取り組んでいるところであり、今後もさらなる取り組みを進めてまいります。
		御坊市	障害者優先調達推進法に基づき、各課に購入の呼びかけを行っております。また、障害者就労施設で作られた物品販売の啓発も行っております。
		湯浅町	湯浅町障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針を毎年策定し、前年度の実績を上回るように計画しております。また、障がい者就労施設での製品等をふるさと納税の返礼品へ採用するなど、幅広く実施しております。
		広川町	広川町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針に基づき、町内作業所が受注できる物品は、発注するよう心がけている。また、小売販売の販売ブースの提供をしている。
		由良町	「由良町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針」に基づき、物品の購入、役務の提供を優先的に行っている。
		日高町	日高町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針に基づき積極的に仕事の発注や物品の購入を行っている。
4・雇用対策の充実強化	(1)最低賃金の改定を踏まえ、改定額が事業主などに周知されるよう広報を行う。	有田市	有田市では、最低賃金の改定について、市ホームページで情報提供するとともに広報ありだ10月号に記事を掲載し、その周知に努めています。
		御坊市	最低賃金制度においては、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、その額以上を使用者は労働者に支払わなければならない制度となっております。本市におきましては、最低賃金の改定に合わせ和歌山労働局や御坊労働基準監督署などの関係機関と連携し市ホームページや広報等を活用して、最低賃金制度の遵守を徹底するよう周知に努めております。
		湯浅町	事業者及び労働者への改定された最低賃金の周知については、最低賃金に係るポスターやリーフレットの設置、広報誌やホームページを利用して周知を行います。
	(1)最低賃金の改	広川町	「広報ひろがわ」で周知しています。

4・雇用対策の充実強化

<p>(1)最低賃金の改定を踏まえ、改定額が事業主などに周知されるよう広報を行う。</p>	由良町	町広報紙への掲載及び庁舎内にパンフレットの配架、ポスターの掲示を行っている。
	日高町	最低賃金改定額の周知につきましては、商工会など関係機関と連携を図るとともに町広報誌などに掲載するなど周知に努めていきたい。
<p>(2)アルバイトなどで働く若者が、労働法等の働く者の権利と義務に関する基本的な知識を学ぶ機会の確保をはかる。</p>	有田市	ご提言のとおり、若者に限らず、働く者が労働法等の基本的な知識を得ることは重要です。市としてどのような方法で周知、啓発できるか関係機関等と連携し、検討してまいります。
	御坊市	近年では労働局に寄せられる相談において、学生がアルバイトをする際に法令違反に巻き込まれる事例や学業との両立に支障が出るような労働トラブルが発生する事例が多くなっております。そのため、和歌山労働局において、労働トラブルに巻き込まれないための就職前の準備として、またアルバイトをする際の注意事項の確認として、ある程度人数の参加が見込まれるなどの条件がありますが、労働局担当者が学校等に出向いて学生向けに労働法等について説明を行うといった取組もごさいます。今後も関係機関と協力しながら労働法等の働く者の権利と義務などについて周知してまいりたいと考えております。
	湯浅町	和歌山県や和歌山労働局の労働相談窓口などの情報提供など、他の団体と連携をとりながら、労働に関する学習・情報提供の機会の確保に努めていきます。
	広川町	労働法等の働く者の権利と義務に関する基本的な知識を学ぶ機会の確保については実施していません。今後の検討課題とします。
	由良町	機会の確保については、検討していきたい。
	日高町	労働法等の基本的な知識を学ぶ機会の確保、雇用者への周知などにつきましては、商工会や関係機関と連携を図りながら取り組んでいけるよう、働きかけてまいりたいと考えています。
	有田市	人件費、物件費とも最新の県統一単価や物価資料等を採用した上で、さらに見積書を徴取するなど適正に積算しています。また、契約期間や業務内容についても、労働者に過度の負担を与えないよう決定し。適正な労働条件を担保することで、市民に対し、より質の高いサービスの提供ができるよう努めています。受注者において、労働関係法令をはじめ、諸法令に違反することがあれば厳正に対応するなど、今後とも住民福祉の増進に資するよう内容、条件を整備し発注してまいります。
<p>(3)公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保によ</p>	有田市	人件費、物件費とも最新の県統一単価や物価資料等を採用した上で、さらに見積書を徴取するなど適正に積算しています。また、契約期間や業務内容についても、労働者に過度の負担を与えないよう決定し。適正な労働条件を担保することで、市民に対し、より質の高いサービスの提供ができるよう努めています。受注者において、労働関係法令をはじめ、諸法令に違反することがあれば厳正に対応するなど、今後とも住民福祉の増進に資するよう内容、条件を整備し発注してまいります。

4・雇用対策の充実強化

<p>り、住民の福祉の増進に寄与することを目的として公契約条例を制定する。(湯浅町以外の市町)</p>	<p>御坊市</p>	<p>賃金などの労働条件については、労働基準法や最低賃金等の関係法において、地域の経済状況を踏まえつつ、労働者保護のための全国的な整合性が図られているところであります。こうした施策については基本的に国が定めるべきものと考えており、本市といたしましても、現行の法制度に基づき、労働者の生活安定及び労働力の質的向上に努めていることから、現時点では条例化の制定については考えておりませんが、法令等を遵守することについて周知徹底を図っているところであります。</p>
	<p>広川町</p>	<p>現行の労働関係法令における労働者の労働条件等については、関係当事者の労使間で自主的に合意されるべきものであり、町が実質的に雇用契約の内容である労働条件等に介入することは、非常に困難なものであると考えますので現状においては、公契約条例の制定については考えておりません。なお、公共工事等の質の低下、下請負者・労働者へのしわ寄せ、安全管理の不徹底などを抑制する観点から、極端な低価格での入札がなくなるように最低制限価格制度を導入しています。</p>
	<p>由良町</p>	<p>公契約条例については、調査研究を重ねていきたい。</p>
	<p>日高町</p>	<p>地域における適切な賃金水準がどの程度のものか、判断しかねる部分もありますが、賃金水準につきましては、最低賃金法などにより法整備が図られており、適正な賃金水準は、基本的に法制度によって担保されているものと考えております。また、当町においては、不当な低価格入札による契約実例というのもなく、適正に公共工事が実施されておるものと考えております。こういった事項は、自治体が個別に条例化するのではなく、国において法制化すべきものと考えており、現在のところ、公契約条例を制定する状況にはないと考えておりますが、引き続き、国をはじめ県、近隣市町の動向を注視して参りたいと考えます。</p>

